

大分県報

令和六年
号外（一八）
三月二十九日

（金曜日）

目次

規則

ホーバーターミナルおおいたの設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則の制定……………一

ホーバーターミナルおおいたの利用規則の制定……………二

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正……………三

大分県給水施設条例施行規則の一部改正……………三

情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則の制定……………三

大分県契約事務規則の一部改正……………七

大分県用品取扱規則の一部改正……………八

規則

ホーバーターミナルおおいたの設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県規則第十六号

ホーバーターミナルおおいたの設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則

規則

ホーバーターミナルおおいたの設置及び管理に関する条例（令和五年大分県条例第二十七号）の施行期日は、令和六年四月一日とする。

ホーバーターミナルおおいたの利用規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県規則第十七号

ホーバーターミナルおおいたの利用規則

（趣旨）

第一条 この規則は、ホーバーターミナルおおいたの設置及び管理に関する条例（令和五年大分県条例第二十七号。以下「条例」という。）第十三条の規定に基づき、ホーバーターミナルおおいた（以下「ターミナル」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

（利用時間）

第二条 ターミナルの利用時間は、午前五時三十分から午後十一時三十分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、駐車場（機械により入退場が管理されるものに限る。以下同じ。）の利用時間は、午前零時から午後十二時までとする。

3 知事は、特に必要があると認めるときは、前二項に規定する利用時間を変更することができる。

（休業日）

第三条 ターミナルは、無休とする。

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休業することができ。

（利用等の許可の手續）

第四条 条例第四条第一項又は第十一条の規定により許可を受けようとするものは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。ただし、駐車場において、時間を単位とする利用（以下「時間利用」という。）をしようとするものについては、この限りでない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人その他の団体にあつてはその代表者の氏名

二 ターミナルの施設等の名称

三 利用又は行為の目的

四 利用又は行為の期間

五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

2 知事は、前項の許可をしたときは、許可書を申請者に交付するものとする。ただし、駐車場の時間利用の許可をしたときは、当該駐車場に自動車を入場させる際の駐車券の交付をもって許可書の交付に代えるものとする。

（工事の着手届等）

第五条 条例第四条第一項の規定により占用の許可を受けたものは、当該許可に係る工作物の設置に関する工事に着手したときは、直ちに文書でその旨を知事に届け出なければならぬ。

2 前項の許可を受けたものは、当該許可に係る工作物の設置に関する工事が完成したときは、文書でその旨を知事に届け出るとともに、その検査を受けなければならない。
（使用料等の納付）

第六条 条例第四条第一項により許可を受けたものは、条例第八条に規定する使用料等を知事の発行する納入通知書により納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、駐車場の時間利用の許可を受けたものは、当該利用に係る使用料を自動車を退場させる際に現金又は地方自治法（昭和二十二法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者による納付の方法により納付しなければならない。
（行為の禁止）

第七条 ターミナルの施設においては、次に掲げる行為をしてはならない。

一 めいていし、若しくは大声を発する等他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為

二 ターミナルの施設等（大分港西大分地区の港湾施設のうち知事が別に定めるものを除く。）を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為

三 危険物その他他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物を持ち込むこと。

四 その他知事がターミナルの管理上必要と認めて禁止する行為
2 知事は、前項の規定に違反した者に対し退去を命ずることができる。
（行為の許可）

第八条 条例第十一条第二号に規定する規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 露店を出す行為

二 宣伝、物品の販売、募金その他これらに類する行為

三 立入禁止区域に立ち入ること。

四 定められた場所以外で飲食し、又は火気を使用すること。

（保安の責任）

第九条 利用者は、利用者による入場者の整理、警備、設備の操作、保全等に伴い生じた事故については、責任を負わなければならない。
（委任）

第十条 この規則に定めるもののほか、ターミナルの利用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

~~~~~  
婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県規則第十八号

**婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則**

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年大分県規則第十号）の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

第一条中「婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」を「女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」に改める。

第二条第一項中「第十一条第二項」を「第十二条第二項」に改め、同条第二項中「第十一条第五項」を「第十二条第五項」に、「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改め、同項第三号中「講じなければならない」を「講じる」に改める。

第三条第一項中「第十六条」を「第十八条」に、「婦人保護施設の設備及び運営に関する基準第十四条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金（平成二十三年厚生労働省告示第三百七十六号）」を「女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準第十八条の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金（令和五年厚生労働省告示第百十号）」に改め、同条第二項中「第十六条」を「第十八条」に改める。

第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

（関係機関）  
第四条 条例第二十条の規則で定める関係機関は、児童福祉施設、保健所、医療機関、職業紹介機関、職業訓練機関、教育機関、日本司法支援センター、配偶者暴力相談支援センター、母子・父子福祉団体その他困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るための関係機関とする。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

大分県給水施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

大分県規則第十九号

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県給水施設条例施行規則の一部を改正する規則

大分県給水施設条例施行規則（昭和五十六年大分県規則第九号）の一部を次のように改正する。

第五条第四項中「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成十五年厚生労働省告示第二百六十一号。以下「検査方法告示」という。）を「水質基準に関する省令本則に規定する方法」に改める。

第七条第二項中「検査方法告示に掲げる」を「第五条第四項に規定する」に改める。

第八条第一項第二号ただし書中「二の項」の下に「九の項」を加え、同条第二項中「検査方法告示に掲げる」を「第五条第四項に規定する」に改める。

第九条第一項中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改め、同条第二項中「第四条第一項各号」を「第五条第一項各号」に改める。

第十二条（見出しを含む。）中「検査証」を「検査員証」に改める。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県規則第二十号

情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則

（身体障害者福祉法施行細則の一部改正）

第一条 身体障害者福祉法施行細則（昭和三十五年大分県規則第七十八号）の一部を次のよ

うに改正する。

第四条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条中「標示をその見やすい場所に掲示しなければ」を「その旨を見やすい方法により掲示し、又はインターネットの利用その他の方法により公表しなければ」に改める。

（大分県屋外広告物条例施行規則の一部改正）

第二条 大分県屋外広告物条例施行規則（昭和三十九年大分県規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条の八第三項中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という）を「電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ）」に改め、同条第四項中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

第二十二号様式の裏中「（イ）入会簿」を「（イ）入会簿」に改める。

第三条 建設業法施行細則の一部改正  
第三条 建設業法施行細則（昭和四十七年大分県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「掲示する」を「インターネットの利用その他の方法により周知する」に改める。

（浄化槽工事業に係る登録等に関する規則の一部改正）

第四条 浄化槽工事業に係る登録等に関する規則（昭和六十年大分県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「「休日」を「祝日法による休日」に、「一月三日まで」を「翌年の一月三日までの日」に、「及び休日」を「土曜日及び祝日法による休日」に改め、同条第三項中「閲覧所に掲示する」を「インターネットの利用その他の方法により周知する」に改め、同条に次の一項を加える。

4 知事は、登録簿に登録された事項のうち、次に掲げるものは、インターネットの利用により公表するものとする。

- 一 登録番号及び登録年月日
- 二 登録の有効期間
- 三 氏名又は名称
- 四 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）及び電話番号

令和六年三月二十九日

大分県報号外（規則）

五 浄化槽工事業者が未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合においては、その商号又は名称及び主たる事務所の所在地）

（浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部改正）

第五号 浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和六十年大分県規則第五十一号）の一部を次のように改正する。  
 第四条に次の一項を加える。

4 知事は、登録簿に登録された事項のうち、次に掲げるものは、インターネットの利用により公表するものとする。

- 一 登録番号及び登録年月日
- 二 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）及び電話番号
- 三 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
- 四 営業区域に係る市町村の名称
- 五 浄化槽保守点検業者が未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合においては、その商号又は名称及び住所並びにその代表者の氏名）

六 営業所の所在地及び電話番号

七 営業所ごとの浄化槽管理士の人数

第一号様式（その二）中「㉔」を削る。

（大分県介護保険財政安定化基金管理規則の一部改正）

第六号 大分県介護保険財政安定化基金管理規則（平成十二年大分県規則第九十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「実地に」の下に「調査し、若しくは映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって」を加える。

（知事が管理する公文書の公開等に関する規則の一部改正）

第七号 知事が管理する公文書の公開等に関する規則（平成十三年大分県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第七号第一項を次のように改める。

条例第十三条第一項の実施機関が定める方法は、電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧若しくは写しの交付又は専用機器により再生したものの視聴とする。ただし、知事が適当と認めた場合は、当該電磁的記録を電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）に複製したものの交付又は電子情報処理組織（県の機関の使用に係る電子計

算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と公開請求者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法による提供とすることができる。

第七号第四項中「公文書の公開」を「事務所における公文書の公開」に改める。  
 第十二条中「公文書」の下に「の公開」を加える。

第一号様式中

|                                                                           |                                                                                                        |                                                                                                                                                                                           |
|---------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 文書及び図画<br><input type="checkbox"/> 閲覧<br><input type="checkbox"/> 写しの交付 | 2 録音テープ及びビデオテープ<br><input type="checkbox"/> 専用機器により再生したものの視聴<br><input type="checkbox"/> テープに複製したものの交付 | その他の電磁的記録<br><input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの閲覧<br><input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの写しの交付<br><input type="checkbox"/> 専用機器により再生したものの視聴<br><input type="checkbox"/> 磁気ディスク等に複製したものの交付 |
|---------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

閲覧・視聴  
 用紙に複製し、又は出力したものの写しの交付  
 電磁的記録媒体に複製したものの交付

に改め、同様式

の注2中「電磁的記録」を「公開の実施の方法」に、「事情」を「事情等」に改める。

第二号様式中「時 分 」を「時 分 分から」に改め、同様式の注1中「公文書」を「情報センター又は地区情報コーナーにおいて公文書」に改め、同様式中注2を削り、注1を注2とする。

第三号様式中「時 分 」を「時 分 分から」に改め、同様式の注3中「公文書」を「情報センター又は地区情報コーナーにおいて公文書」に改め、同様式中注4を削り、注5を注4とする。

第九号様式中

公開を実施する日 年 月 日

に改め、同様式

「公開を実施する日時」 年 月 日 時 分 から に改める。

(解体工事業に係る登録等に関する規則の一部改正)

**第八条** 解体工事業に係る登録等に関する規則(平成十三年大分県規則第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第二項に次のただし書を加える。

ただし、知事が別に定める方法によりこれらの書類を知事に提出する場合は、この限りでない。

第四条第二項中「休日」を「祝日法による休日」に、「一月三日まで」を「翌年の一月三日までの日」に、「及び休日」を「土曜日及び祝日法による休日」に、「登記簿」を「登録簿」に改め、同条第三項中「掲示する」を「インターネットの利用その他の方法により周知する」に改め、同条に次の一項を加える。

4 知事は、登録簿に登録された事項のうち、次に掲げるものは、インターネットの利用により公表するものとする。

一 登録番号及び登録年月日

二 登録の有効期間

三 氏名又は名称

四 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)及び電話番号

五 解体工事業者が未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人である場合においては、その商号又は名称及び主たる事務所の所在地)

(大分県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

**第九条** 大分県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則(平成十三年大分県規則第六十六号)の一部を次のように改正する。

第四条の見出し中「公示等」を「公示」に改め、同条中「犬を収容した場所を管轄する保健所又は知事が指定する場所に掲示して」を「インターネットを利用して」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、インターネットの利用による公示ができないときは、犬を収容した場所を管轄する保健所又は知事が指定する場所に掲示してこれに代えることができる。

第一号様式及び第二号様式中「㊸」及び備考を削る。

第三号様式中「㊸」及び「備考」届出者氏名の記載については、記名押印又は印鑑のいずれかによること。」を削る。

第四号様式の裏面中「前項の規定」を「前項の規定」に、「その者の」を「その」に改める。

第四号様式の二の裏面中「その」を「その」に改める。

第五号様式の裏面中「立ち入り」を「立ち入り」に改める。

第六号様式の裏面中「第2」を「第3」に改める。

(美しく快適な大分県づくり条例施行規則の一部改正)

**第十条** 美しく快適な大分県づくり条例施行規則(平成十六年大分県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「前号」を「前項」に改める。

第七条第一項及び第八条第三項中「掲示する」を「掲示するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表する」に改める。

第三号様式及び第七号様式中「㊸」を削る。

(大分県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正)

**第十一条** 大分県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成十八年大分県規則第七十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)をもって調製するファイル」を「電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。)」に改め、同項第二号中「磁気ディスク等をもって調製するファイル」を「電磁的記録媒体」に改める。

第六条中「ファイル」の下に「又は電磁的記録媒体」を加え、「又は磁気ディスク等をもって調製する方法」を削る。

第九条中「当該事項を民間事業者等の事務所等に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類による」を「次に掲げる」に改め、同条に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第一号の方法により同表の大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例の項に掲げる規定による書面の縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行うことはできない。

一 当該事項をインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法

二 当該事項を民間事業者等の事務所等に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法

三 当該事項を記載した書類による方法

別表第一の大分県食品衛生条例施行規則（昭和二十九年大分県規則第八十九号）の項を削り、同表の旅館業法施行条例（昭和三十二年大分県条例第五十七号）の項中「第四条第二項第十一号」を「第四条第二項第十三号」に改め、同表の大分県公衆浴場法施行条例（昭和四十七年大分県条例第十六号）の項中「第五条第一項第十八号」を「第五条第一項第二十号」に改め、同表の食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準及び営業施設の基準を定める条例（平成十一年大分県条例第四十六号）の項を削る。

別表第二の旅館業法施行条例の項中「第四条第二項第十一号」を「第四条第二項第十三号」に改め、同表の大分県公衆浴場法施行条例の項中「第五条第一項第十八号」を「第五条第一項第二十号」に改める。

**第十二条**（大分県後期高齢者医療財政安定化基金管理規則の一部改正）

第十二条 大分県後期高齢者医療財政安定化基金管理規則（平成二十年大分県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「実地に」の下に「調査し、若しくは映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって」を加える。

（大分県建築士法施行細則の一部改正）

**第十三条** 大分県建築士法施行細則（平成二十年大分県規則第七十九号）の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中「電磁的記録」の下に「（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）」を加え、同項第二号中「磁気ディスク等をもつて調整するファイル」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）」に改める。

第四十二条第二号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調整するファイル」を「電磁的記録媒体」に改める。

（特定非営利活動促進法の施行に関する規則の一部改正）

**第十四条** 特定非営利活動促進法の施行に関する規則（平成二十四年大分県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第三項中「第一項又は第二項に」を「前二項に」に、「第一項又は第二項の」を「これらの」に改める。

第二十七条第一項一号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」とい

う。）をもつて調整するファイル」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）」に改め、同項第二号中「磁気ディスク等をもつて調整するファイル」を「電磁的記録媒体」に改める。

第二十八条中「ファイル」の下に「又は電磁的記録媒体」を加え、「又は磁気ディスク等をもつて調整する方法」を削る。

（大分県国民健康保険条例施行規則の一部改正）

**第十五条** 大分県国民健康保険条例施行規則（平成三十年大分県規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「。以下「法」という。」を削る。

第十二条の見出しを「（実地調査等）」に改め、同条中「ときは」の下に「、市町村に対し」を、「実地に」の下に「調査し、又は映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって」を加える。

（大分県国民健康保険財政安定化基金管理規則の一部改正）

**第十六条** 大分県国民健康保険財政安定化基金管理規則（平成三十年大分県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第十七条中「実地に」の下に「調査し、若しくは映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって」を加える。

（無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正）

**第十七条** 無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（令和二年大分県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第二号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調整するファイル」を「電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）」に改め、同条第二項中「ファイルへの」を「ファイル又は電磁的記録媒体の」に改め、同条第三項第二号中「ファイル」の下に「又は電磁的記録媒体」を加える。

（知事が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部改正）

**第十八条** 知事が保有する個人情報の保護等に関する規則（令和五年大分県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項ただし書中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改め、「ものの交付」の下に「又は電子情報処理組織（県の機関の

使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と開示請求者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法による提供」を加える。

第十三号様式の3中「窓口における開示」を「窓口」及び「郵送による写しの交付」を「送付」に、  
 普通郵便  簡易書留  本人限定受取  普通郵便  
「送付」に、  
 普通郵便  簡易書留  本人限定受取  その他

簡易書留  本人限定受取  「電磁的記録」を「開示の実施の方法」に、  
「事情」を「事情等」に改め、同様式の（別紙）中「窓口における開示」を「窓口」に、  
「郵送による写しの交付」を「送付」に、  
 普通郵便  簡易書留  本人限定受取  本人

限定受取  普通郵便  簡易書留  本人限定受取  本人  
限定受取  普通郵便  その他（）に改める。

#### 附則

（施行期日）  
1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）  
2 第五条の規定による改正前の浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則第一号様式（その二）、第七条の規定による改正前の知事が管理する公文書の公開等に関する規則第一号様式から第三号様式まで及び第九号様式、第九条の規定による改正前の大分県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則第一号様式から第六号様式まで、第十条の規定による改正前の美しく快適な大分県づくり条例施行規則第三号様式及び第七号様式並びに第十八条の規定による改正前の知事が保有する個人情報等の保護等に関する規則第十三号様式の規定による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

大分県契約事務規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和六年三月二十九日

大分県知事 佐藤 樹一郎

#### 大分県契約事務規則の一部を改正する規則

大分県契約事務規則（昭和三十九年大分県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。  
第三条第一項中「を記載した」を「の記載（契約担当者の使用に係る電子計算機（入出力

装置を含む。以下同じ。）への記録を含む。以下同じ。）をした」に改め、同条第二項を削る。

第五条第三項第三号中「国立大学法人を含む」の下に「。第七号において同じ」を、「地方独立行政法人を含む」の下に「。同号において同じ」を加え、同項第七号中「かつ」を「あるもの又は契約者が国若しくは地方公共団体が指定する法人であるものであつて」に改める。

第六条ただし書中「二割」を「三割」に改める。  
第十四条中「書面」を「文書」に改める。

第十六条第二項中「を記載し、記名する」を「の記載並びに記名（当該納品書に記載すべき事項が記録された電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）が提出された場合にあつては、検査年月日及び検査員氏名の電子計算組織（大分県会計規則（昭和四十九年大分県規則第十号）第二十条第一項に規定するものをいう。）への登録）をする」に改める。  
第二十一条中「（入出力装置を含む。以下同じ。）」を削り、「少くとも」を「少なくとも」に改め、「の各号」を削る。

第二十二条第一項中「契約担当者は」の下に「、競争入札に付そうとする場合において」を加え、「予定し」を「予定したときは」に、「封書にし、開札の際これを開札の場所に置かなければ」を「作成し、次の各号に掲げる場合に同じ、当該各号に定める措置をとらなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 書面により予定価格調書を作成する場合 当該予定価格調書を封書にし、開札の際これを開札の場所に置くこと。  
二 電磁的記録により予定価格調書を作成する場合 開札までの間、当該電磁的記録に契約担当者以外の者が認知できない措置を講じた上で、開札の際に、入力された予定価格について、契約担当者が電子計算機を用いて確認することができる状態に置くこと。

第二十五条第一項中「入札保証金」の下に「又は入札保証金を納付したことを証する文書」を加える。  
第二十五条の二第一項中「（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）」を削る。

第二十九条第一項中「書面」を「文書」に、「電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法）により」を「電子情報処理組織を使用する方法」に改め、同条第二項中「書類」を「文

書」に改め、「契約保証金」の下に「又は契約保証金を納付したことを証する文書」を加え、同条第三項中「書類」を「文書」に改める。

第三十四条第一項及び第三項中「書類（電磁的記録を含む。）」を「文書」に改める。

第三十五条第二項中「書面」を「文書」に改める。

第四十七条中「の各号」を削り、「書面」を「文書」に改める。

第五十条中「及び第四十四条」を「、第四十四条」に改める。

第五十五条中「の各号」を削り、同条第一号中「第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者」を「第二条第一項第十七号に規定する電気事業者」に改め、同条第二号中「第二条

第三項に規定するガス小売事業者」を「第二条第十二項に規定するガス事業者」に改める。

第五十六条中第十九号を第二十号とし、第六号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、同

条第五号中「情報処理システムの保守及び運用の業務を委託する」を「情報処理業務に関す

る役務の提供を受ける」に改め、同号を同条第六号とし、同条中第四号を第五号とし、第三

号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 車両、船舶又は航空機を借り入れる契約

第五十六条に次の二号を加える。

二十一 歳入の納付事務に関する役務の提供を受ける契約

二十二 公金の徴収又は収納の事務に関する役務の提供を受ける契約

第五十七条第一項中「第三号」を「第四号」に改め、同条第二項中「前条第四号」を「前

条第五号」に、「第十九号」を「第二十二号」に改める。

第一号様式を次のように改める。

### 第一号様式 削除

#### 附則

(施行期日)

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大分県契約事務規則の規定は、この規則の施行の日以後に公告その他の契約の申込みの誘引が行われる契約について適用し、同日前に公告その他の契約の申込みの誘引が行われる契約については、なお従前の例による。

大分県用品取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

大分県知事 佐藤 樹一郎

### 大分県規則第二十二号

#### 大分県用品取扱規則の一部を改正する規則

大分県用品取扱規則（昭和三十五年大分県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「大分県用品調達特別会計（以下「用品会計」という。）で取り扱う物品」を「用品」に改める。

第二条中「用品会計で調達する物品（以下「用品」という。）は」を「この規則において「用品」とは、」に、「すべての物品」を「全ての物品のうち用度管財課長が必要に応じて調達するもの」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、知事が別に指定した物品については、用品とする。

第三条第三号中「直払品」を「集中調達品」に改める。

第四条第一項中「用品会計」を「前条各号に掲げる用品」に改め、同条第二項を削る。

第五条中「用品会計」を「用品調達」に改める。

第六条第二号及び第八条第三項第二号中「直払品」を「集中調達品」に改める。

第九条の見出し中「直払品出納簿」を「集中調達品調達簿」に改め、同条中「直払品出納簿（第一号様式）」を「集中調達品調達簿（別記様式）」に、「出納状況」を「調達状況」に改める。

第十条を削る。

第十一条中「、変更のあつた場合」を「又は変更があつた場合には、」に改め、同条を第十

条とする。

第十二条を削る。

別表第一中十五の項を十六の項とし、十四の項の次に次の一項を加える。

15 中古品

別表第二の区分の項中「出納簿」を「簿計簿」に改め、同表の適用範囲の項の単価契約品の欄中「賦」の次に「及び簿計簿の賦」を加える。

第一号様式を次のように改める。



| 整理番号 | 件名 | 要求所属 | 予定価格 | 契約金額 | 契約者 | 契約日 | 締期 | 納品日 | 支払日 | 備 | 要 |
|------|----|------|------|------|-----|-----|----|-----|-----|---|---|
|      |    |      |      |      |     |     |    |     |     |   |   |
|      |    |      |      |      |     |     |    |     |     |   |   |
|      |    |      |      |      |     |     |    |     |     |   |   |
|      |    |      |      |      |     |     |    |     |     |   |   |
|      |    |      |      |      |     |     |    |     |     |   |   |
|      |    |      |      |      |     |     |    |     |     |   |   |
|      |    |      |      |      |     |     |    |     |     |   |   |
|      |    |      |      |      |     |     |    |     |     |   |   |
|      |    |      |      |      |     |     |    |     |     |   |   |
|      |    |      |      |      |     |     |    |     |     |   |   |

第二号様式から第四号様式までを削る。

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大分県用品取扱規則の規定は、令和六年度以降の予算に係る用品について適用し、令和五年度以前の予算に係る用品については、なお従前の例による。

令和六年三月二十九日

大分県報号外(規則)